

資産の再評価

地方公営企業の資産は、資産の適正な減価償却の基礎を確立するため政令で定めるところにより、再評価しなければならない(地方公営企業法附則第2項)。

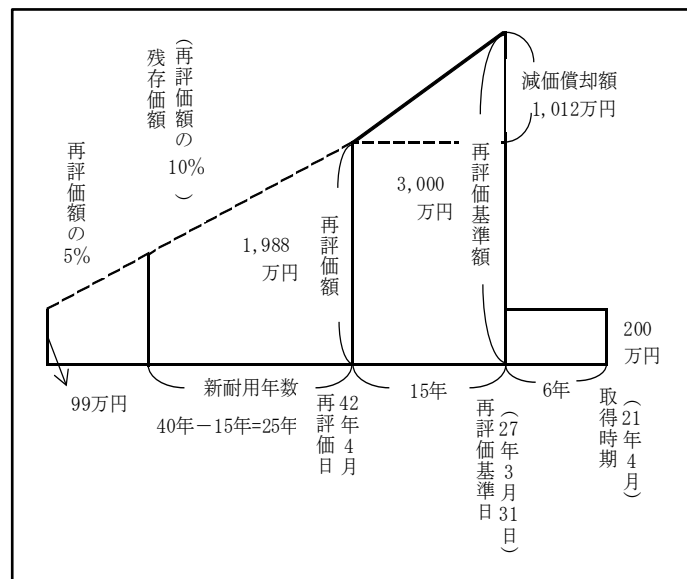
[背景]

通常、資産の評価は取得原価主義によるものであるが、戦後のインフレによる物価急騰を受け、資産価値の増大をもたらしたので、資産の原価を修正し、正しい減価償却を計算して、正確な損益計算を行うことができるように、時価に合うように資産の価値を調整することが必要となった。

○地方公営企業の資産の再評価に関する事項について、地方公営企業資産再評価規則(昭和27年総理府令第73号)で規定。

・再評価の対象となる資産

昭和27年3月31日(再評価基準日)に有していた資産(預金、貯金、有価証券、原材料、製品等を除く)



【具体例】

- ・法を適用する日 昭和42年4月1日
- ・取得価額 200万円 ・取得時期 昭和21年 ・耐用年数 40年 ⇒・再評価倍数 15

①再評価基準額の算出

資産の取得価額にその取得の時期及び耐用年数に応じて定められた再評価倍数を(別表第1)乗じて算出。取得価額 200万円 ×再評価倍数 15 = 再評価基準額 3000万円

②再評価額の算出

①で算出した再評価基準額を基準として、昭和27年4月1日から再評価日(法を適用する日【42年4月1日】)までの期間に応じて減価償却額を控除して、再評価日現在における再評価額を算出。

再評価基準額 3000万円 - 減価償却額* 1012万円 = 再評価額 1988万円

*減価償却額 = 再評価基準額 × 9/10 × 償却率 × 経過年数 (S27~S42)

不明資産の取扱い(マニュアル)

『簡易水道事業法適化マニュアル』(平成15年3月) (抄)

Ⅲ 資産評価

(1) [略]

(2) 取得時期の把握

① 原則

固定資産の取得時期は、原則として当該資産の所有権を取得した日の属する時期をいうものであり、具体的には次のとおりである。

i)～iii) [略]

② 取得時期の不明な資産の取扱い等

取得時期の不明な資産は、再評価基準日(昭和27年3月31日)以前に取得した資産については、再評価則第6条の規定により、次のいずれかーに掲げる時期をその取得の時期とみなすこととする。また、昭和27年4月1日以降に取得した資産の取扱いについては特段の定めがないが、再評価則の基準と同様に考えることが適当であるから、再評価則第6条に準じて、次のいずれかーに掲げる時期をその取得の時期とみなすこととする。

i) 当該資産について最も古い記録がある時期

ii)・iii) [略]

(3) 取得価額の把握

① 原則 固定資産の取得価額は、原則として次のとおりである。

i)～iii) [略]

② 取得後に改良又は撤去等があった場合 [略]

③ 取得価額の不明な資産の取扱い

取得価額の不明な資産は、再評価基準日(昭和27年3月31日)以前に取得した資産については再評価則第7条により、次に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなすこととする。

また、昭和27年4月1日以降に取得した資産の取扱いについては特段の定めはないが、再評価則の基準と同様に考えることが適当であることから、再評価則第7条に準じて、次の i)～v) に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなすこととする。

i) 当該資産について最も古い記録に記載された価額

ii)～v) [略]

④ 取得時期及び取得価額の不明な資産について

取得時期及び取得価額の不明な資産については、取得時期の不明な資産の取得時期の決定方法によりその取得時期を定めた後、取得価額の不明な資産の取得価額の決定方法によりその取得価額を定めることとする。

※ 『下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル』(昭和63年3月) においても同趣旨の記載あり

(参考)取得の時期等が不明な資産の取扱いについて

地方公営企業資産再評価規則

(取得の時期の不明な資産)

第六条 取得の時期の不明な資産については、左の各号のいずれか一に掲げる時期をその取得の時期とみなすことができる。

- 一 当該資産について最も古い記録がある時期
- 二 当該資産について、その令附則第六項の再評価基準日以後の使用可能年数を見積り、その年数を、当該資産を新たに取得した場合においてこれにつき通常の管理又は修理をなすものとして予測される使用可能年数から控除した年数を再評価基準日以前にさかのぼつた時期
- 三 左のイからトまでに掲げる時期のうち当該資産の取得の時期に最も近いと認められる時期
 - イ 当該資産の属する工場又は事業場において、事業設備として当該資産と一体をなす他の資産で、当該資産の取得の時期と同じ時期又はこれに近接する時期に取得したと認められるものの取得の時期
 - ロ 当該資産を有する者若しくは当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が有する同じ種類の資産で、その再評価基準日における現況が当該資産に類似するものの取得の時期
 - ハ 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得の時期
 - ニ 当該資産に表示されているその製作の時期
 - ホ 当該資産の属する工場若しくは事業場の建設の時期
 - ヘ 当該資産がその用に供されている事業の開始の時期
 - ト 当該資産の取得価額が明らかである場合において、その取得価額によつて推定される取得の時期

(取得価額の不明な資産)

第七条 取得価額の不明な資産については、左の各号に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなすことができる。

- 一 当該資産について最も古い記録に記載された価額
- 二 当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が、当該資産の取得の時期と同じ時期に取得した当該資産に類似する他の資産の取得価額
- 三 当該資産の取得の時期における同じ種類の資産又はこれに類似する他の資産の価額
- 四 当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が、当該資産の取得の時期の前又は後三年以内に取得した当該資産に類似する他の資産で、その取得価額の明らかであるものの取得価額に左の算式により計算した数を乗じて算出した金額当該資産に類似する資産の取得の時期に応ずる別表第三の倍数÷当該資産の取得の時期に応ずる別表第三の倍数
- 五 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得価額

(取得の時期及び取得価額の不明な資産)

第八条 取得時期及び取得価額の不明な資産については、第六条の規定によりその取得の時期を定めた後、前条の規定によりその取得価額を定めなければならない。